

○建築基準法施行細則

制 定 昭和 49 年 1 月 25 日 規則第 6 号
最終改正 令和元年 10 月 25 日 規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。)及び静岡県建築基準条例(昭和 48 年静岡県条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書等の添付図書)

第 2 条 法第 6 条第 1 項の確認の申請書又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(以下「確認申請書等」という。)には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 敷地の位置を示す公図写し又はこれに代わるもの
- (2) がけの高さが 2 メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあつては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書
- (3) 条例第 10 条の 2 第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書

2 用途地域内において建築しようとする建築物に係る省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の(い)項に掲げる付近見取図は、縮尺 2,500 分の 1 又は 3,000 分の 1 とし、同項明示すべき事項の欄に規定するもののほか、地域地区及び都市計画施設を明示したものでなければならない。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第 3 条 政令第 10 条第 3 号ハ及び第 4 号ハの規則で定める規定は、条例第 10 条の 2 第 1 項(同項の知事が定める基準のうち知事が指定する基準に係る部分に限る。)とする。

(工事監理者又は工事施工者の決定の届出)

第 4 条 工事監理者又は工事施工者(以下「監理者等」という。)が未定のまま確認申請書等を提出した建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)は、当該申請に係る建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事着工前に監理者等を定め、様式第 1 号による届出書を建築主事に提出しなければならない。

(工事監理計画の届出)

第 4 条の 2 次に掲げる申請、通知又は届出をしようとする建築主は、当該申請、通知又は届出を行う際、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 24 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する工事と設計図書との照合の方法並びに建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 38 第 8 号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、様式第 1 号の 2 による工事監理計画届を建築主事に提出しなければならない。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知(工事監理者が未定のまま確認の申請又は計画の通知をする場合を除く。)
- (2) 前条の規定による届出(工事監理者に係るものに限る。)

(軽微な変更)

第 5 条 法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項(法第 87 条第 1 項、**第 87 条の 4**並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下この条及び第 25 条において同じ。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更(省令第 3 条の 2 に

規定する軽微な変更に限る。)をして法第6条第1項又は第18条第2項の規定による工事をしようとする場合は、様式第2号による軽微な変更届を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。

(完了検査申請書等の添付書類)

第6条 省令第4条第1項第6号(省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書(法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)とする。

(中間検査申請書等の添付書類)

第6条の2 省令第4条の8第1項第4号(省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1)法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令第46条第4項の適用を受けるものの次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書(法第18条第19項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書)の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真(既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。)

イ 筋かいの位置及び種類を明示した図書(当該建築物に係る省令第1条の3第1項(省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。)

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類(当該建築物に係る省令第1条の3第1項(省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。)

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2)前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主事が必要と認める書類

(定期報告を要する特定建築物の指定)

第7条 法第12条第1項の規定による知事が指定する特定建築物は、次に掲げるもの(政令第16条第1項各号に掲げる建築物を除く。)とする。

(1)学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの

(2)病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(3)公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が300平方メートルを超え

るもの

- (4) 百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
- (5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店又は料理店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の階若しくは地階にその用途に供する部分を有し、かつ、それぞれの部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの
- (6) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの
- (7) 観覧場の用途に供する建築物で、客席の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超えるもの
- (8) ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する建築物で、3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超え、かつ、階数が 2 以上のもの
- (9) 政令第 115 条の 3 第 1 号の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの
- (10) ボーリング場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの
- (11) 事務所その他これに類する用途に供する **市町が所有し、又は管理する** 建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる **もの** 及び建築主事を置く **市町が所有し、又は管理するもの** を除く。）で、延べ面積が 1,000 平方メートルを超え、かつ、階数が 5 以上のもの

(特定建築物の定期報告)

第 8 条 省令第 5 条第 1 項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる用途等による特定建築物の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

用途等による特定建築物の区分	時期
公会堂又は集会場の用途に供する特定建築物	令和 2 年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで
病院又は診療所の用途に供する特定建築物	
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満で、かつ、3 階以上の階をその用途に供するものに限る。）	
百貨店、マーケット、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する特定建築物	
学校の用途に供する特定建築物	
劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する特定建築物	令和元年及び同年から起算して 2 年ごとの年の 8 月 1 日から 11 月 30 日まで
ホテル、旅館又は簡易宿所の用途に供する特定建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 500 平方メートル以下のもので、かつ、階数が 2 以上のもの	

もの又はその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満で、かつ、3階以上の階をその用途に供するものを除く。)	
共同住宅、寄宿舎又は政令第115条の3第1号の児童福祉施設等の用途に供する特定建築物	
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する特定建築物	
展示場又は待合の用途に供する特定建築物	
事務所その他これに類する用途に供する特定建築物	

- 2 法第12条第1項の調査は、報告の日前3月以内に行わなければならない。
- 3 省令第5条第3項の報告書及び調査結果表の提出部数は正副各1通とし、同項の定期調査報告概要書の提出部数は1通とする。
- 4 省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第7号の書類の保存期間は、3年とする。
(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

第9条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1)小荷物専用昇降機(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50センチメートル以上高いものに限る。)
- (2)第7条各号及び政令第16条第1項各号に掲げる特定建築物(以下これらを「報告対象建築物」という。)に設ける換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた換気設備並びに法第35条の規定により設けた排煙機を使用する排煙設備及び非常用の照明装置に限る。)
- (3)第7条各号に掲げる特定建築物に設ける政令第16条第3項第2号の防火設備
(特定建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第10条 省令第6条第1項の規定により知事が定める時期は、次の表の左欄に掲げる特定建築設備等及び昇降機等の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる時期とする。

特定建築設備等及び昇降機等の区分	時期
エレベーター	毎年法第7条第5項又は第7条の2第5項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日(工事の着手が昭和35年4月1日前の特定建築設備等及び昇降機等にあつては、同年5月1日)に相当する日の前30日から相当する日の後30日まで
エスカレーター	
小荷物専用昇降機	
ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	
防火設備	毎年8月1日から11月30日まで。ただし、省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目(以下この項において「検査項目」という。)にあつては、法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して3年(1月1日から7月31日までの間に
換気設備	
排煙設備	
非常用の照明装置	

	検査済証の交付を受けた場合にあつては、2年)を経過する日の属する年までのいずれかの年の8月1日から11月30日までとし、その後は前回の当該検査項目に係る報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する年の8月1日から11月30日までとする。
--	--

- 2 法第12条第3項の検査は、報告の日前1月以内に行わなければならない。
- 3 省令第6条第3項の報告書及び検査結果表の提出部数は正副各1通とし、同項の定期検査報告概要書の提出部数は1通とする。
- 4 省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第8号の書類の保存期間は、1年とする。
(垂直積雪量)

第10条の2 政令第86条第3項の規定により規則で定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる市町の区域の区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)第2に掲げる式又は同告示第2ただし書に規定する手法により、建築物の敷地の区域を同告示第2本文に規定する市町の区域又は同告示第2ただし書に規定する当該区域とみなして計算できる場合にあつては、当該式又は手法により計算した数値とすることができる。

区域	数値
伊東市 下田市 御前崎市(平成16年3月31日における行政区画による浜岡町(以下「旧浜岡町」という。)の区域に限る。) 牧之原市(平成17年10月10日における行政区画による相良町(以下「旧相良町」という。)の区域に限る。) 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	0.25メートル以上
熱海市 三島市 島田市(平成20年3月31日における行政区画による島田市(以下「旧島田市」という。)の区域に限る。) 磐田市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 伊豆市(平成16年3月31日における行政区画による修善寺町及び土肥町(以下それぞれ「旧修善寺町」及び「旧土肥町」という。)の区域に限る。) 御前崎市(旧浜岡町の区域を除く。) 菊川市 伊豆の国市 牧之原市(旧相良町の区域を除く。) 函南町 清水町 長泉町 吉田町 森町	0.30メートル以上
裾野市 伊豆市(旧修善寺町及び旧土肥町の区域を除く。)	0.35メートル以上
島田市(旧島田市の区域を除く。) 川根本町(平成17年9月19日における行政区画による中川根町(以下「旧中川根町」という。)の区域に限る。)	0.40メートル以上
小山町 川根本町(旧中川根町の区域を除く。)	0.45メートル以上
御殿場市	0.55メートル以上

(建築物の認定の申請)

第10条の3 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書(政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書)正本1通及び副本3通(法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮 尺
公 図 写 し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上

(2) 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、地区計画及び地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置	500分の1以上

(3) 法第 55 条第 2 項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上

(4) 法第 57 条第 1 項又は政令第 131 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路(政令第131条の2第2項の規定による認定にあつては、計画道路及び予定道路を含む。)の位置及び幅員、隣接建築物の用途及び配置の状況並びに法第57条第1項の規定による認定にあつては高架工作物の柱又は壁の位置、政令第131条の2第3項の規定による認定にあつては壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、床から開口部の下端までの高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出	200分の1以上

(5) 法第 68 条第 5 項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	500分の1以上

(6) 法第 68 条の 3 第 1 項から第 3 項まで若しくは第 7 項、第 68 条の 4、第 68 条の 5 の 2、第 68 条の 5 の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は第 68 条の 5 の 6 の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影	500分の1以上

	図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
区域図	縮尺、方位、地区計画、沿道地区計画、再開発等促進区、沿道再開発等促進区、地区整備計画、沿道地区整備計画、開発整備促進区、防災街区整備地区計画、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画の区域の境界線及び敷地の位置	500分の1以上

(7) 法第 86 条の 6 第 2 項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途、規模、高さ及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員、隣棟間隔、戸数並びに敷地内の通路	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上

(8) 政令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造図	縮尺並びに材料の種別及び寸法	50分の1以上
土地利用現況図	方位並びに付近の建築物の用途及び配置の状況	

(9) 政令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上

2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	500分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

(10) 条例第5条第2項、第12条第3項又は第13条ただし書の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	200分の1以上

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定及びその取消し)

第10条の4 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項に規定する認定申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 様式第9号による同意書及び同意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

2 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第2項に規定する認定申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 当該申請に係る省令別記第64号様式による計画書

3 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 様式第10号による合意書及び合意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

(既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の特例に係る認定)

第10条の5 法第86条の8第1項若しくは法第87条の2第1項又は法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する認定申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ公図

写しを添えて知事に提出しなければならない。

(し尿浄化槽を設ける区域の指定)

第 11 条 政令第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、静岡県全域(静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市及び焼津市の区域を除く。)とする。ただし、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の公共下水道の事業計画のある区域で、特に知事が認めた区域は、この限りでない。

(道路の位置の指定の申請)

第 12 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、様式第 15 号による申請書正本 1 通及び副本 2 通に、それぞれ様式第 16 号による図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書

(2)当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書

(指定を受けた道路の位置の変更又は廃止の申請)

第 13 条 前条の規定は、法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項若しくは第 35 条の 2 第 1 項の許可を受けた開発区域内若しくは同法第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)による土地区画整理事業の施行地区内の当該開発行為又は事業の工事が着手された部分に存する法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する指定を受けた道路の位置の変更又は廃止については、法第 43 条第 1 項の規定又は条例第 5 条、第 12 条若しくは第 13 条の規定に抵触する敷地を生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって前項において準用する前条の規定による申請の手續されたものとみなす。

(指定を受けた道路の位置の標示)

第 14 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の永久構築物により道路の位置を明確にしておかなければならない。

(地方公共団体が所有し、又は管理する道以外の道の指定)

第 15 条 地方公共団体が所有し、又は管理する道以外の道についての法第 42 条第 2 項の規定による道の指定は、当該道の指定を受けようとする者の申請に基づいて行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第 17 号による申請書正本 1 通及び副本 2 通に、それぞれ様式第 18 号による図面及び法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる道があつたことを証する図書を添えて知事に提出しなければならない。

(道の指定を受けた道路の廃止の申請)

第 16 条 前条第 1 項に規定する道の指定を受けた道路の廃止の申請をしようとする者は、様式第 17 号による申請書正本 2 通及び副本 2 通に、それぞれ様式第 18 号による図面を添えて知事に提出しなければならない。

(建築等の許可の申請)

第 17 条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 4 第 1 項又は第 4 項に規定する許可申請書正本 1 通及び副本 3 通 (法第 85 条第 3 項若しくは第 5 項又は第 87 条の 3

第3項若しくは第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第43条第2項第2号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	様式第20号
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号

(2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	様式第20号

(3) 法第48条第1項から第14項までの規定のただし書(法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する法第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
付近住民調書(法第48条第16項第1号の規定による許可を受けようとする場合を除く。)		様式第21号
建築物等の概要調書		様式第22号
事業内容説明書		様式第23号

(4) 法第 51 条ただし書(法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項、第 88 条第 2 項又は同項において準用する法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
処理施設位置図		様式第20号
駐車計画図		様式第20号
風向図		様式第20号
設置計画書		
廃棄物及び汚水処理経路図		

(5) 法第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項、**第 53 条第 6 項第 3 号**、第 53 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号（法第 57 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 55 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号、第 59 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項第 3 号、第 68 条の 3 第 4 項、第 68 条の 5 の 3 第 2 項又は第 68 条の 7 第 5 項の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路(法第68条の7第5項の規定による許可にあつては、予定道路を含む。)の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号
駐車計画図		様式第20号
防災避難計画書		

(6) 法第 53 条第 4 項**又は第 5 項**の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		

付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要部分の材料の種別及び寸法	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号
防災避難計画書		

(7) 法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地又はこれに接続する土地で日影時間が2時間以上の範囲にある土地の区画の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号

(8) 法第 57 条の 4 第 1 項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号

区域図	縮尺、方位、特例容積率適用地区の区域の境界線及び敷地の位置	様式第20号
-----	-------------------------------	--------

(9) 法第 60 条の 3 第 1 項ただし書の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号
区域図	縮尺、方位、特定用途誘導地区の区域の境界線及び敷地の位置	様式第20号

(10) 法第 67 条第 3 項第 2 号、第 5 項第 2 号又は第 9 項第 2 号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	様式第20号
区域図	縮尺、方位、特定防災街区整備地区の区域の境界線並びに防災都市計画施設及び敷地の位置	様式第20号

(11) 法第 68 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第 2 号の規定による許可

図書の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	様式第20号
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	様式第20号
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	様式第20号
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	様式第20号
日影図	省令第1条の3第1項の表2の(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図、	様式第20号

	日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの	
区域図	縮尺、方位、景観地区の区域の境界線及び敷地の位置	様式第20号

(特例容積率適用区域内の容積率の特例に係る指定及びその取消し)

第17条の2 法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の5第1項に規定する指定申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	500分の1以上
配置図	敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
構造図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	200分の1以上
同意書(様式第24号)		
同意者の印鑑登録証明書		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

2 法第57条の3第2項の規定による指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の8第1項に規定する指定取消申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
配置図	敷地内における現況の建築物の位置、用途及び規模	500分の1以上
各階平面図	縮尺及び方位並びに現況の間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺並びに現況の開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
合意書(様式第24号の2)		
同意書(様式第24号の3)		
合意者及び同意者の印鑑登録証明書		
当該申請に係る土地の登記事項証明書		

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る許可及びその取消し)

第17条の3 法第86条第3項又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の16第1項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 様式第9号による同意書及び同意者の印鑑登録証明書

(3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

2 法第 86 条の 2 第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 16 第 3 項に規定する許可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 公図写し

(2) 様式第 9 号による同意書及び同意者の印鑑登録証明書

(3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

(4) 当該申請に係る省令別記第 64 号の 2 様式による計画書

3 法第 86 条の 2 第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、省令第 10 条の 16 第 2 項に規定する許可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 公図写し

(2) 当該申請に係る省令別記第 64 号の 2 様式による計画書

4 法第 86 条の 5 第 3 項の規定による許可の取消しを受けようとする者は、省令第 10 条の 21 第 1 項に規定する許可取消申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 公図写し

(2) 様式第 10 号による合意書及び合意者の印鑑登録証明書

(3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書

(街区の角等にある敷地の指定)

第 18 条 法第 53 条第 3 項第 2 号に規定する知事が指定する敷地は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 二つの道路に接し、その内角が 120 度以内である角の敷地

(2) 二つの道路にはさまれた敷地

(3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

(建築物の後退距離の算定の特例に係る建築物の部分の指定)

第 19 条 政令第 130 条の 12 第 5 号の規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 44 条第 1 項第 4 号の許可を受けた公共用歩廊に接続する歩廊

(2) 法第 44 条第 1 項第 4 号の許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下に接続する渡り廊下

(前面道路の高さの特例)

第 20 条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より 1 メートル以上高い場合は、政令第 135 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より 1 メートル低い位置にあるものとみなす。

(建築協定の認可等の申請)

第 21 条 法第 70 条第 1 項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、様式第 25 号による建築協定認可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第 70 条第 1 項に規定する建築協定書

(2) 法第 69 条の土地の所有者等(法第 77 条の規定による建築物の借主を含む。以下この条及び次条第 2 項第 2 号において「土地の所有者等」という。)の全員の住所及び氏名並びに建築協定に関する全員の合意を示す書類

(3) 認可の申請をする者が建築協定を締結しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類

(4) 建築協定区域及び建築協定区域隣接地の区域(建築協定区域隣接地を定める場合に限る。)を表示する図面

(5) 登記事項証明書

(6) 公図写し

(7) その他知事が必要と認める図書

2 法第 76 条の 3 第 2 項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第 74 条第 1 項(法第 76 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、様式第 25 号による建築協定変更認可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 建築協定の変更の内容を記載した書類

(2) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意を示す書類

(3) 変更の認可の申請をする者が建築協定を変更しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類

(4) その他知事が必要と認める図書

4 法第 76 条第 1 項(法第 76 条の 3 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、様式第 25 号による建築協定廃止認可申請書正本 1 通及び副本 3 通に、それぞれ次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の廃止に関する過半数の合意を示す書類

(2) 廃止の認可の申請をする者が建築協定を廃止しようとする土地の所有者等の代表者であることを証する書類

(借地権の消滅等の届出)

第 22 条 法第 74 条の 2 第 3 項の規定による届出をしようとする者は、様式第 25 号の 2 による借地権消滅等届に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 建築協定区域内の土地(土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した旨の届出 借地権が消滅したことを証する書類

(2) 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第 86 条第 1 項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての

換地として定められず、かつ、同法第 91 条第 3 項の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつた旨の届出 法第 74 条の 2 第 2 項に規定する場合に該当することを証する書類

2 法第 75 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築協定に加わる意思を表示しようとする者（意思を表示しようとする者が 2 人以上である場合は、それらの代表者）は、様式第 25 号の 3 による建築協定加入届に、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)法第 75 条の 2 第 1 項の規定による届出 登記事項証明書、公図写しその他知事が必要と認める図書

(2)法第 75 条の 2 第 2 項の規定による届出 建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定に加わる旨の全員の合意を示す書類、登記事項証明書、公図写しその他知事が必要と認める図書

(報告等)

第 23 条 法第 31 条第 2 項に規定するし尿浄化槽を設置する建築主は、様式第 27 号によるし尿浄化槽の概要書に、し尿浄化槽の構造及び仕様を示す図書を添えて建築主事に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 5 条第 1 項の規定により届出をすべきときは、この限りでない。

2 前項の場合において、浄化槽工事業者が未定のままし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該工事の着手前に浄化槽工事業者を定め、様式第 27 号の 2 による浄化槽工事業者決定届を建築主事に提出しなければならない。

3 報告対象建築物の建築(用途の変更により報告対象建築物となる場合を含む。)をしようとする者並びに第 9 条各号及び政令第 16 条第 3 項各号に掲げる特定建築設備等(以下「報告対象建築設備等」という。)又は政令第 138 条の 3 の昇降機等(以下「報告対象昇降機等」という。)の設置をしようとする者は、次の表の左欄に掲げる特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による設置計画書を知事に提出しなければならない。

特定建築物、特定建築設備等又は昇降機等の種類	設置計画書の様式
建築物	様式第27号の3
エレベーター	様式第28号
エスカレーター	様式第29号
小荷物専用昇降機	様式第30号
遊戯施設	様式第31号

4 法第 3 条第 2 項の規定により法第 26 条、法第 27 条、法第 48 条第 1 項から第 14 項まで（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 61 条の規定の適用を受けない建築物等（政令第 136 条の 2 第 3 号から第 5 号までに掲げる建築物を除く。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、様式第 32 号による不適格建築物等報告書に、様式第 20 号による配置図及び平面図を添えて、政令第 137 条に規定する基準時から 1 月以内に知事に提出しなければならない。

5 前項の報告書を提出した建築物等の所有者等は、当該報告書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第 33 号による不適格建築物等変更届に、様式第 20 号による配置図及び平面図を添えて知事に提出しなければならない。

6 前 2 項の報告書及び届出書の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。

(申請又は通知の取下げ)

第 24 条 法、政令及び条例の規定により申請又は通知をした者は、知事又は建築主事が許可、認定、確認等をする前に、当該申請又は通知を取り下げようとするときは、様式第 38 号による申請等取下げ届を知事又は建築主事に提出しなければならない。

(申請書等の記載事項の変更届等の届出)

第 25 条 法による許可若しくは認定又は法第 6 条第 1 項若しくは第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、様式第 39 号による届出書を知事又は建築主事に提出しなければならない。

2 法による許可若しくは認定又は法第 6 条第 1 項若しくは第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合(法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、工事の計画の一部を廃止した場合を除く。)は、様式第 40 号による届出書に、当該許可通知書、認定通知書又は法第 6 条第 1 項若しくは第 18 条第 3 項の確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、知事又は建築主事に提出しなければならない。ただし、知事又は建築主事が特に必要がないと認めたときは、許可通知書、認定通知書又は法第 6 条第 1 項若しくは第 18 条第 3 項の確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

3 報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、当該報告対象建築物、報告対象建築設備等又は報告対象昇降機等について次の各号のいずれかに該当するときは、様式第 41 号による届出書を知事に提出しなければならない。

(1)所有者若しくは管理者の氏名若しくは住所又は建築物の名称を変更したとき。

(2)建築物の用途又は建築設備等の部分の構造を変更しようとするとき。

(3)使用の休止をしたとき。

(4)休止後の再使用をしようとするとき。

(5)除却したとき。

4 前項の届出時期は、第 2 号又は第 4 号の場合にあつては当該変更又は使用しようとする日の 20 日前までに、その他の場合にあつては当該変更、休止又は除却した日から起算して 10 日までとする。

(指定確認検査機関の照会)

第 26 条 法第 77 条の 32 の規定により照会をしようとする指定確認検査機関は、様式第 42 号による照会書を知事に提出しなければならない。